

取扱店舗
担当者限り

2026年2月20日作成



ひとよし生活応援クーポン券 取扱店舗マニュアル

ひとよし生活応援クーポン券事務局

TEL : 050-3504-1573

平日 9:00 ~ 17:00

本事業の概要

【事業の目的】

エネルギーや食料品などの価格高騰により、生活に影響を受けている市民を支援するとともに、減退傾向にある市内消費を下支えすることを目的に「ひとよし生活応援クーポン」を交付する。

項目	内容
① クーポン券名	ひとよし生活応援クーポン券
② クーポン券使用期間	クーポン券到着～令和 8 年 7 月 31 日（金）
③ 対象者	令和 8 年 1 月 31 日時点で人吉市住民基本台帳に登録がある方
④ 一冊当たりの構成	額面総額（1 冊）：10,000 円 （地場店舗限定 500 円券×10 枚・全店共通 500 円券×10 枚）
⑤ 使用方法	500 円分の商品・サービスにつき 500 円クーポン券を 1 枚使用できる ※クーポン券のみ使用時にお釣りが発生した場合、お釣りはお渡しできません。
⑥ 配布方法	3月下旬から順次、世帯主へ対象者分のクーポン券を郵送
⑦ クーポン券取扱店舗	<p>本事業に申請し登録された人吉市内の事業所又は店舗</p> <p>【法人】</p> <p>□本店・本社所在地が<u>人吉市又は球磨郡内</u>：地場店舗限定クーポン券・全店共通クーポン券ともに受取可</p> <p>■本店・本社所在地が<u>人吉市又は球磨郡外</u>：全店共通クーポン券のみ受取可</p> <p>【個人事業主】</p> <p>□主たる事業所の所在地が<u>人吉市内</u>：地場店舗限定クーポン券・全店共通クーポン券ともに受取可</p> <p>■主たる事業所の所在地が<u>人吉市外</u>：全店共通クーポン券のみ受取可</p>

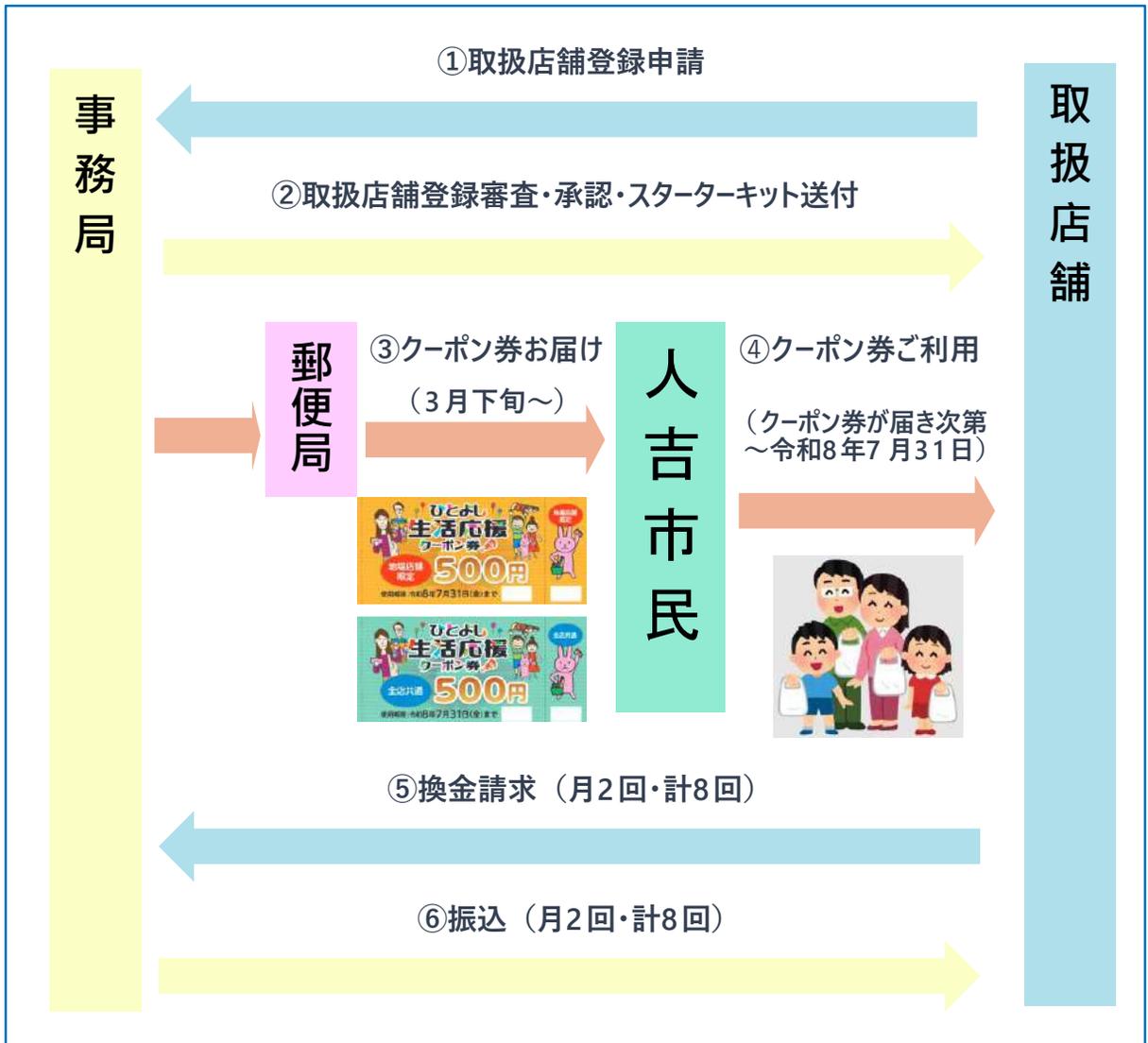
ご注意事項

クーポン券の利用対象とならない商品等について

取扱店舗に登録されている事業者であっても、下記の①～④等についてはご利用いただくことができませんので、ご注意ください。

区分	事例
① 行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ・ 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ・ 宝くじ（各種宝くじ、toto、BIG、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5 等） ・ その他（公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） <p>※ただし、運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象</p>
② 日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、ガス、水道、電話料金等 ・ NHK放送受信料 ・ 不動産賃料 ・ 駐車場の月極・定期利用料 ※ コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ・ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
③ 換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗や商業施設が独自に発行する商品券等） ・ プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ・ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等） ・ 不動産購入
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ・ 授業料、入学検定料、入学金等 ・ 既存の債務の弁済 ・ 各種サービスのキャンセル料 ・ 電子商取引 ・ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ・ 公序良俗に反するもの ・ 社会通念上不適切とされるもの ・ その他各取扱店舗において、利用対象外とされている商品やサービス

本事業の流れ



・市民の皆さまへのクーポン券発送は3月下旬～を予定しております。全世帯にお届けするため、配送が完了するまで3週間近くかかる予定です。

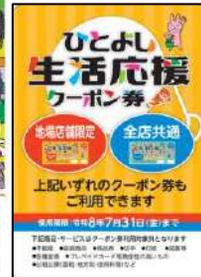
・クーポン券が届き次第ご利用開始となりますので、スターターキットに同封のポスター・チラシが届き次第店頭のお客様から見えやすい場所に掲示ください。

・クーポン券の有効期限は令和8年7月31日（金）までとなります。本事業終了後はポスター・チラシ等を速やかに撤去していただき、万が一お客様がクーポン券を持参されても受け取らないようお願いいたします（有効期間外に利用されたクーポン券は換金に応じることができません）。

スターターキットについて

スターターキットの内容

- ① ひとよし生活応援クーポン券取扱店舗マニュアル：1部
- ② 取扱店舗掲示用ポスター：1枚
- ③ 取扱店舗掲示用ステッカー：1枚
(地場店舗限定・全店共通両方利用可または全店共通のみ利用可)
- ④ クーポン券見本：(地場店舗限定・全店共通両方または全店共通のみ)
- ⑤ 換金用伝票(複写式)：8回分
- ⑥ 換金請求用封筒(レターパックライト)：8枚



①取扱店舗マニュアル：1部

②取扱店舗掲示用ポスター：1枚

③取扱店舗掲示用ステッカー：1枚



④クーポン券見本：地場店舗限定・全店共通両方または全店共通のみ

見本 ひとよし生活応援クーポン券
換金用伝票(申請用紙付) 記入日 年 月 日

取扱店舗番号 □□□□

取扱店名 _____

連絡先(電話番号) _____

店舗前番名(氏名) _____

クーポン券(500円券) 合計枚数 □□□□ 枚

クーポン券の取扱店舗は取/取済みですか?
 クーポン券の取扱店舗は取/取済みではありませんか?
 請求用紙に記入/取付済のクーポン券の枚数を、請求先、取扱店名を記入し、申し込みたいですか?
 請求用紙に記入したクーポン券の枚数は合っていますか?



⑤換金用伝票(複写式)：8回分

⑥換金請求用封筒(レターパックライト)：8枚

内容をご確認いただき、不足しているものがございましたら、大変お手数をお掛け致しますが、事務局(電話番号050-3504-1573)までご連絡ください。ポスター・チラシ等の追加依頼も事務局までお知らせください。

スターターキットについて

ポスター・チラシの掲示について

スターターキットが届き次第、ポスター・チラシを店頭のお客様から見えやすい場所に貼っていただきますようお願いいたします。

取扱店舗によってステッカーのデザインが異なります。詳細は下記の通りです。

<p>【法人】 本店・本社所在地が人吉市又は球磨郡内</p> <p>【個人事業主】 主たる事業所の所在地が人吉市内</p>	<p>【法人】 本店・本社所在地が人吉市又は球磨郡外</p> <p>【個人事業主】 主たる事業所の所在地が人吉市外</p>
<p>地場店舗限定クーポン券・ 全店共通クーポン券ともに受取可</p>	<p>全店共通クーポン券のみ受取可</p>
<p>上記いずれのクーポン券もご利用できます</p> <p>使用期限:令和8年7月31日(金)まで</p> <p>下記商品・サービスはクーポン券利用対象外となります ●不動産 ●金融商品 ●商品券 ●切手 ●印紙 ●図書券 ●各種金券 ●クレジットカード等換金性の高いもの ●公租公課(国税・地方税・使用料等)など</p>	<p>上記クーポン券のみご利用できます</p> <p>使用期限:令和8年7月31日(金)まで</p> <p>下記商品・サービスはクーポン券利用対象外となります ●不動産 ●金融商品 ●商品券 ●切手 ●印紙 ●図書券 ●各種金券 ●クレジットカード等換金性の高いもの ●公租公課(国税・地方税・使用料等)など</p>

内容をご確認いただき、万が一間違ったデザインのステッカーが封入されていた場合は、大変お手数をお掛け致しますが、事務局（電話番号050-3504-1573）までご連絡ください。

クーポン券の受取から保管まで

① お会計（支払い金額の提示）

② ひとよし生活応援クーポン券使用の意思表示確認

- ・ 利用対象外の商品購入・サービス提供への使用はお断りください。（P2参照）
- ・ クーポン券のみ使用時は**お釣りは出せないこと**をお伝えください。
- ・ **クーポン券で購入した商品の返品はできないこと**をお伝えください。

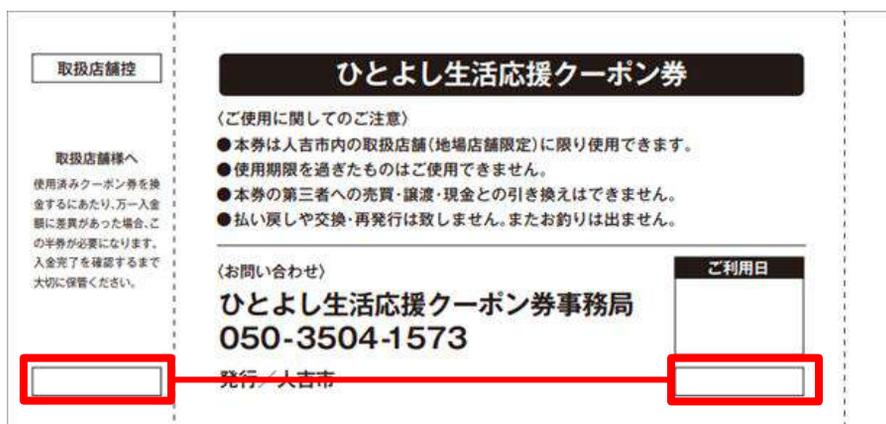
③ ひとよし生活応援クーポン券であることを確認

他事業で発行されたクーポン券等を換金することはできませんので、受取の際はご注意ください。

④ 取扱店舗控部分（小）が切り離されていないことを確認

既に半券が切り離されているクーポン券については、受取不可（無効）となりますので、使用できない旨をお伝えください。但し、利用者が誤って切り離してしまった等の理由で本券部分（大）と取扱店舗控部分（小）の両方が揃っており、且つ本券部分（大）と取扱店舗控（小）に記載の券番が一致している場合に限り有効と見なし、受け取っていただいても問題ございません。

切り離されたクーポン券のどちらかが著しく汚損・破損（クーポン券の一部が欠如）している場合は、換金時に支払対象外となりますので受け取らないようにしてください。また取扱店舗控部分（小）が切り離されていない状態であっても、汚損や破損等により券番が判別できないクーポン券についても、換金時に支払対象外となりますので受け取らないようにしてください。



切り離されていた場合は、本券部分（大）と取扱店舗控部分（小）に記載の券番が一致しているかを必ず確認

クーポン券の受取から保管まで

⑤ クーポン券の確認

本事業でご利用いただけるクーポン券は下記2種類のみです

地場店舗限定クーポン券(500円券)

※一部取扱できない店舗がございます。



全店共通クーポン券(500円券)



クーポン券の紙質についてはスターターキットに同封されている見本にてご確認ください。

万が一印刷が不鮮明であったり、印刷にずれが見られる等、**偽造の疑いがある場合は、クーポン券の表面をコピー**してご確認ください。



クーポン券の表面をコピーし（白黒コピーも可）、**本券部分（大）に「COPY」の文字、取扱店舗控部分（小）に「COPY」の文字が鮮明に浮かび上がった場合は、偽造されたクーポン券ではありません。**逆に、**同部分に「COPY」の文字が印刷されない場合やコピー前に既に現物に「COPY」の文字が鮮明に印刷されている場合は、偽造券の可能性が高いので、受取を拒否していただいた上で、事務局及び警察まで通報をお願いします。**

偽造されたクーポン券については、如何なる理由でも換金に応じることはできませんので、クーポン券を受け取る際は、必ず偽造券の疑いがないかをご確認ください。

クーポン券の受取から保管まで

⑥ 本券部分 (大) と取扱店舗控部分 (小) を切り離して保管



切取線に沿って丁寧に切り取る



本券部分 (大)
※ 換金請求・事務局送付用



取扱店舗控 (小)
※ 入金確認まで保管

<p>取扱店舗控</p> <p>取扱店舗様へ 使用するクーポン券を換金するに当たり、万一入金額に差があった場合、この半券が必要になります。入金完了を確認するまで大切に保管ください。</p>	<p>ひとよし生活応援クーポン券</p> <p>〈ご利用に関してのご注意〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本券は人吉市内の取扱店舗(会場店舗限定)に限り使用できます。 ● 使用期限を過ぎたものはご使用できません。 ● 本券の第三者への売買・譲渡・現金との引き換えはできません。 ● 払い戻しや交換・再発行は致しません。またお釣りは出ません。 <p>〈お問い合わせ〉</p> <p>ひとよし生活応援クーポン券事務局 050-3504-1573</p> <p>発行/人吉市</p>	<p>ご利用日</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	---	---------------------------------------

ご利用日

- ※ 裏面にご利用日をご記入ください。
- ※ 紛失された際は、一切補償できませんので管理にはくれぐれもご注意ください。
- ※ 換金請求額と入金額に相違があった際、取扱店舗控 (小) がない場合は異議申し立てに応じることができませんので、入金確認ができるまで取扱店舗控 (小) は必ず保管してください。

クーポン券の取り扱いについて

取扱店舗が独自にクーポン券の受取規定を設定する際の注意事項

クーポン券収受に際し、以下のような規定を取扱店舗にて独自に設定する場合は、予め利用者が認識できるようにその旨を陳列棚・チラシ等に明示するなどし、トラブル発生を未然に防ぐように努めてください。

- ① クーポン券の利用対象外となる商品を設定する場合
- ② 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合、クーポン券の利用上限額を設定する場合

なお独自に設定した受取規定によりトラブル等が発生した場合は取扱店舗の責任においてご対応ください。

お客様からクーポン券を受け取る際の注意事項

- ① ひとよし生活応援クーポン券であることをご確認ください（他事業のクーポン券と混同しないようご注意ください）。
- ② クーポン券種は紙クーポン500円券2種類（**地場店舗限定・全店共通**）のみです。本事業において電子クーポンや他の額面のクーポン券は発行していません。
- ③ クーポン券のみ使用時にお釣りが必要な金額の商品の購入要望があった場合は、必ず利用者にお釣りを出せない旨をお伝えください。取扱店舗からお釣りは絶対に渡さないでください。
- ④ 取扱店舗控（小）が切り取られている地域限定クーポンについては、無効のため利用できませんので受取を拒否してください。但し、利用者が誤って切り取ってしまった等の理由で本券部分（大）と取扱店舗控（小）の両方が揃っており、且つ本券部分（大）と取扱店舗控（小）の表面に記載の券番が一致している場合に限り有効と見なし、受け取っていただいて問題ございません。
（マニュアルP6参照）
- ⑤ 偽造等の疑いがないかご確認ください。（マニュアルP7参照）
- ⑥ クーポン券の支払で不足する分については、現金やクレジットカード、各種電子決済、各種ポイント等取扱店舗の定める方法にて収受してください。

換金請求について

取扱店舗より、事務局へ換金請求

下記2点を換金請求用封筒（レターパックライト）にて送付
 ※ 事務局に直接持ち込まれても受理できませんのでご注意ください

- ① クーポン券の本券部分（大）（換金請求・事務局送付用）
 ※ 取扱店舗控（小）については、入金確認ができるまで保管
- ② 換金用伝票（事務局送付用のみ）
 ※ 取扱店舗控については、入金確認ができるまで保管

送付されたクーポン券の確認・審査・精算

ご指定の口座へ振り込み（登録申請後の振込口座変更はできません）

換金請求スケジュール

換金ターム		クーポン券受取日(使用日)	クーポン券送付締切日	振込予定日
第1期	4月①	利用開始日～2026年4月15日	2026年4月22日	2026年5月15日
第2期	4月②	2026年4月16日～4月30日	2026年5月08日	2026年5月22日
第3期	5月①	2026年5月01日～5月15日	2026年5月22日	2026年6月05日
第4期	5月②	2026年5月16日～5月31日	2026年6月05日	2026年6月19日
第5期	6月①	2026年6月01日～6月15日	2026年6月19日	2026年7月03日
第6期	6月②	2026年6月16日～6月30日	2026年7月03日	2026年7月17日
第7期	7月①	2026年7月01日～7月15日	2026年7月22日	2026年8月05日
第8期	7月②	2026年7月16日～7月31日	2026年8月07日	2026年8月21日

※ 各期の換金請求については、ご利用日（店舗受取日）ベースとなりますのでご注意ください。

※ 汚損や破損等により、券番や偽造防止加工が確認できないクーポン券、切取線部分以外の箇所ですべて切り離された状態のクーポン券等については無効となり、換金請求に応じることができません。

※ 換金請求については、1店舗につき1期あたり1回の送付としてください。

※ 振込金額に対する異議申し立て締切日を過ぎてからの異議申し立てには応じることができませんのでご注意ください。

※ 振込予定日は、審査状況や不備等により遅延する場合がございます。

※ 振込予定日に変更が生じる際は、予定日前日までに専用ホームページ（事業者の方へ）の「新着ニュース」にてご案内させていただきますので、各事業者の責任においてご確認ください。

※ 未使用のレターパックライトは最終換金請求時に同封の上返送してください。

※ 最終換金請求締切日（事務局必着日）は**2026年8月7日（金）必着（消印無効）**となります。以降の到着分に関しては、如何なる理由でも換金請求には応じられませんので、ご注意ください。

換金請求について

換金用伝票の記載について

※ 送付前に、必ず記入漏れがないかをご確認ください。記載漏れがある場合は、支払の遅延や換金不可となる場合がございます。

※ 換金用伝票は複写式のため、「事務局送付用」のみをご送付ください。「取扱店控」は切り離し、入金が完了するまで大切に保管してください。

見本 **ひとよし生活応援クーポン券**
 換金用伝票（事務局送付用） 記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

取扱店舗番号 □ □ □ □

取扱店舗名 _____

連絡先（電話番号） _____

店舗担当者名（氏名） _____

クーポン券（500円券） 合計枚数 □ □ □ □ 枚 事務局記入欄

送付する前にご確認ください。

- クーポン券の取扱店舗控は切り取りましたか？
- クーポン券裏面に店舗名、ご利用日は記入しましたか？
- 換金用伝票に記入日、取扱店舗番号、取扱店舗名、連絡先、担当者名を記入しましたか？
- 換金用伝票に記載したクーポンの枚数は合っていますか？

取扱店舗番号 = 申請時の受付番号4桁

※ 取扱店舗番号は、取扱店舗登録申請時の受付番号4桁となります。取扱店舗番号が分からない場合は、事務局までお問い合わせください。

他事業の加盟店コードとは異なりますのでご注意ください

換金請求は、換金用封筒（レターパックライト）にて発送

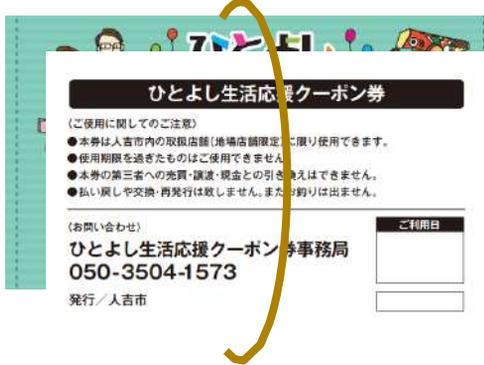
換金請求は、事務局よりお送りした換金用封筒（レターパックライト）にてお送りください。

- ※ 事務局に直接持ち込まれても受理できません。
- ※ レターパックライト以外での発送はお控えください（受取を拒否する場合がございます）。
- ※ お送りしたレターパックライトが、汚損・破損等で使用できなくなった場合や紛失した場合は、取扱店舗負担にてレターパックライトをご購入の上、発送ください。
- ※ 他事業のクーポン券や商品券、その他申請書類等、ひとよし生活応援クーポン券以外のものが換金請求用レターパックで送付されてきた場合は、宅配業者による着払での返送対応となりますので、予めご了承ください。



換金請求について

換金用伝票（事務局送付用）とクーポン券の本券部分（大）を輪ゴムで束ねる



封入に際し、換金伝票（事務局送付用）と利用者から受け取ったクーポン券の本券部分を輪ゴムで束ねてください

〈 換金用封筒（レターパックライト）に入れる前に再度ご確認ください 〉

- ① クーポンの向き（表裏・天地）は必ず揃えてください。
- ② 複数店舗のクーポン券を一括でご送付いただく場合は、各店舗毎に分かりやすいように分別した状態で梱包してください。
- ③ 封入しようとしているクーポン券が、本券部分（大）の半券であることをご確認ください。
- ④ クーポン券以外の金券や現金が混じっていないかをご確認ください。
- ⑤ 換金用伝票に、送付するクーポン券の枚数が正確に記入されていることをご確認ください。また、その他必要事項の記入漏れがないのかも、併せてご確認ください。

換金請求用封筒（レターパックライト）に入れる

輪ゴムで束ねた換金用伝票（事務局送付用）と本券部分（大）を換金請求用封筒（レターパックライト）に封入し、事務局宛にお送りください。

※ 送付状等は不要です。

※「ご依頼主さま保管用シール」を剥がしてから発送してください。なお、シールは事務局受取確認ができるまでお手元に保管ください。

送付先（レターパックライトに貼付しています）

〒860-0863
熊本市中央区坪井2-1-42 SDK熊本ビル 6階

ひとよし生活応援クーポン券事務局

TEL：050-3504-1573



換金請求について

換金請求に係る注意事項

注意事項

- ① 有効期間内に使用された「ひとよし生活応援クーポン券」のみ換金可能です。
 ※ 有効期間を過ぎて受け取られたクーポン券は換金できません。
 ※ 他事業にて発行されたクーポン券は換金できません。
- ② 振込口座は取扱店舗登録申請時にご登録いただきました口座となります。（変更不可）振込明細等は送付いたしませんので、各取扱店舗にて入金確認をお願いします。
- ③ 換金請求が一時期に集中した場合や換金請求時の送付内容や申請時の口座情報に不備等があった場合、振込が当初予定のスケジュールより遅れる場合があります。
- ④ 送付されたクーポン券の本券部分（大）の枚数と換金用伝票に記載された枚数に差異が生じた場合は、「事務局に送付されたクーポン券の本券部分（大）の枚数」を正とし精算いたします。
- ⑤ **入金額に異議がある場合は、換金請求スケジュールに定められた期日内に異議申立てを行ってください。**取扱店舗控（小）を事務局・取扱店舗の双方で確認を行い、事務局が取扱店舗控（小）が有効であると認めた場合に限り、取扱店舗控（小）の数を正として不足分を追加精算いたします。
- ⑥ 入金額に差異が生じる事態に備え、本券部分（大）から切り離れた取扱店舗控（小）は、入金確認が完了するまで大切に保管してください。**取扱店舗控（小）がない場合は、入金額に差異が生じても異議申し立てに応じることは一切できませんので、ご注意ください。**
- ⑦ **換金請求スケジュールに定められた期日内を過ぎてからの異議申し立てには応じることができませんのでご注意ください。**
- ⑧ 換金用伝票が同封されていない場合や換金用伝票の記載内容に不備等がある場合は、送付元の取扱店舗を判明できず、換金請求に応じられない場合がございます。
- ⑨ 以下の場合、換金請求に応じることができません。
 - ・ クーポン券の本券部分（大）が、2/3（3分の2）以上、汚損・破損等している場合
 - ・ 「券名」「券面額」「券番」が目視で確認できない場合
 - ・ 送られてきたクーポン券が偽造等されたものと判明した場合
 - ・ 全店共通クーポン券のみ取扱可能な店舗から地場店舗限定クーポン券の換金請求が届いた場合
- ⑩ **不正請求が発覚した場合、取扱店舗の取消を行い、過去申請分に遡り、全ての換金請求を無効とします。**また、振込済み金額についても、相当額の返還請求を行います。
- ⑪ 振込手数料は、事務局にて負担いたします。